

第2回福島県廃炉安全確保県民会議 構成員からの追加意見等に対する関係機関の見解等

1 東京電力に対する追加意見等

(1) 資料に関する質問、意見等

資料名	ページ	質問、意見等	東京電力の見解等
資料6	2ページ	<p>大気中放射性物質の濃度について「ほとんどが検出限界未満」となっているが、58 kmはなれた福島大学の測定では10^{-3}※～10^{-4}※Bq/m³程度が平均的に観測されている。降下量についても1年で数千Bq/m³となっている。認識が甘いのではないか。水蒸気問題があった2ヶ月ほど前から大気中放射性物質は1桁連続して上昇し、作業員被ばくがあった8月19日には平均値に比べて150倍もの濃度に達している。観測している大気中の放射性物質濃度上昇には、拡散しにくい大気状態の出現と放出量の増加が考えられるが、高濃度出現解析から放出量の増加が推察される。大気放出については何Bqの大気が毎時何m³放出しているかを明確に管理する必要がある。</p> <p>また、放出大気が相対的に高温であるため、地上の敷地境界ではなく、敷地上空での線量計測を検討して管理してほしい。なお、この管理が強いては原子炉状況の管理の一要因として使用できるものと考えられる。</p>	<p>現在、原子炉建屋から大気中に放出される放射性物質の量は、保安規定に基づき毎月1回建屋上部等で測定を実施しており、1～4号機の合計放出量は毎時0.1億Bqと評価しております。放出量については横ばいで推移しており増加しておりません。なお、これによる敷地境界の空气中濃度は10^{-9}※(Bq/cm³)で、追加被ばく線量は0.03mSv/年と評価しています。</p> <p>大気中の放射性物質は、一般に距離に応じて拡散されるため、ご指摘のような放出源より濃い濃度の放射性物質が遠距離で検出されることは考え難いですが、地形や大気安定度により周囲に比べて高濃度の放射性物質濃度が検出される可能性もあると思われま。また、検出器の種類や採取方法・計測時間により、数値が変動する可能性もあります。</p> <p>ご提案の敷地上空での線量計測についてですが、原子炉建屋開口部において放射性物質濃度の測定を実施しておりますので、必要無いと考えております。</p> <p>さらに、原子炉の状態については、温度や圧力の他に原子炉格納容器ガス管理システムにて、原子炉格納容器内のガスの濃度を常時測定しており、十分に監視できていると考えています。</p> <p>参考資料： 第1回廃炉安全確保県民会議 配布資料より 「福島第一原子力発電所の現状と今後の対応について」 P10 原子炉からの放射性物質の放出/想定する放出量 http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/130804kenminnkaigi_3.pdf</p>

※10-●：10の-●乗

(2) 資料以外に関する質問、意見等
なし。

2 国に対する追加意見等

(1) 資料に関する質問、意見等
なし。

(2) 資料以外に関する質問、意見等

質問、意見等	国（経済産業省）の見解等
<p>秘密保護法のもとでは、この廃炉安全確保県民会議にも何らかの影響があるのか。何の制約もなくオープンに情報を入手でき、発信できる会議にしてほしい。</p>	<p>国会での森担当大臣の答弁にも「原発の事故情報については、特定秘密になりません。」とあるとおり、また、茂木経産大臣が平成25年11月1日の閣議後記者会見において、「原発施設及び原発事故に関して経済産業省において特定秘密に該当する情報は保有していないと、そのように考えております。」（抜粋）と回答しているとおり、当省において原発関係の特定秘密にあたる情報は保有しておらず、したがって、廃炉安全確保県民会議に対しても影響を及ぼすものではないと認識している。</p>

3 その他廃止措置以外の意見等

意見等	事務局の対応等
<p>今、復興に向けての話の中で、30年というワードが出てくる。30年後の福島を考えると、地域に子供がいなければ地域が成り立たない。福島の将来の担い手の育成のための手当を並行して実施してほしい。一番の被害者である子供たちのためにお願いしたい。</p>	<p>県庁内関係部局（避難地域復興局、教育庁、保健福祉部）に、いただきました御意見を情報提供いたしました。 なお、県の取組状況等については、下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【保健福祉部（児童家庭課、子育て支援課）】</p> <p>福島県の将来の担い手育成のための手当等に関する県の現在の取組状況と今後の施策展開について</p> <p>○子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため、市町村の医療費助成制度と組み合わせて、平成24年10月から18歳までの医療費無料化を図っています。</p> <p>○また、保育所及び認可外保育施設を利用する多子世帯の保育料負担を減免する事業にかかる経費の一部を市町村へ補助しています。</p> <p>対象は、第3子以降の3歳未満児にかかる保育料です。</p> <p>第3子の捉え方は、国においては、保育所等への同時入所に限っていますが、県では、同時入所に限らず、対象としています。</p> <p>○両施策を継続して実施するための制度の創設又は改正、事業実施に必要な財源措置について、国に対して要望を行うとともに、子どもたちの健やかな成長を支援する様々な取組を進めてまいります。</p>